

うなぎ稚魚漁業の許可の基準（案）の概要

農林水産部水産局漁業資源課

1 改正の趣旨

千葉県内におけるうなぎ稚魚の採捕は、養殖用うなぎ種苗である場合に限り、千葉県漁業調整規則（以下、「規則」という。）の規定による試験研究等の適用除外（特別採捕許可）により採捕が認められてきましたが、令和2年の漁業法改正に伴い、「うなぎ稚魚漁業」として規則に位置づけられ、令和5年12月1日からは、知事許可漁業として制度化されました。これに伴い、千葉県が定めた「うなぎ稚魚漁業の許可の基準」の改正を行うものです。

2 改正内容

「千葉県漁業調整規則第48条第1項の規定により、養殖用の種苗の供給のためのうなぎの採捕について、許可の有効期間を令和4年12月1日から令和5年4月15日までとする試験研究等の適用除外の許可を受けた」を「前回許可の有効期間の満了日に許可を有していた」に改めます。

3 施行予定日

令和6年9月10日